

支援事業・制度の概要

分野	⑩その他
活用する場面	VIIIその他
事業・制度の名称	中山間地域等直接支払交付金
趣旨	中山間地域の農業生産活動の継続を支援することにより多面的機能の確保を図る。
実施主体	市町村
支援対象事業	傾斜等により農業生産条件の不利な中山間地域の農地の維持管理活動 (実施期間 平成22～26年度)
採択要件、補助要件	<p>1 対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法等の指定地域及び県知事が特に認める地域</p> <p>2 対象農地 次の要件に該当する、農業生産条件の不利な1ha以上の農振農用地。 傾斜が 田1/20以上 畑15度以上の急傾斜農地 又は田1/100～1/20未満、畑8～15度未満の緩傾斜農地</p> <p>3 対象行為 集落等で協定を結び、対象農地で5年以上継続して農業生産活動を実施すること</p>
補助率、補助限度額等	10aあたり 急傾斜の田は21,000円、畑は8,000円 緩傾斜の田は11,500円、畑3,500円 補助限度は個人で年間100万円
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	協定締結時は6月末までに市町に申請(次年度以降、変更なければ申請は不要)
最近の実績	愛媛県における24年度実績 協定数 972(参加者22,817人) 実施面積 13,927ha 交付金額 1,701,148千円
県の担当窓口	農林水産部担い手・農地保全対策室直接支払係 内線2520 FAX089-912-2564
関係省庁、団体等	農林水産省
関係URL	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/index.html http://www.pref.ehime.jp/h36180/cyusankan/index.html